

横浜市建築基準条例 新旧対照表 【抜粋】

旧	新
(第1条から第3条まで省略)	
<p>(災害危険区域)</p> <p>第3条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、次に掲げる区域（土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。）とする。</p> <p>(1) 急傾斜地法第3条第1項及び第3項の規定により神奈川県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定して告示した区域（神奈川県知事が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）と同じ区域</p> <p>(2) 前号に掲げる区域のほか、市長が指定して告示した区域</p> <p>2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが5メートル未満の急傾斜地</p> <p>(2) 急傾斜地法第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されている急傾斜地</p> <p>(3) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「旧宅地造成等規制法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成に関する工事（旧宅地造成等規制法第13条第2項（一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により造成主（旧宅地造成等規制法第2条第5号に規定する造成主をいう。）が検査済証の交付を受けたものに限</p>	<p>第3条の2</p> <p>2 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。ただし、当該建築物が面するすべての急傾斜地（急傾斜地法第2条第1項に規定する急傾斜地をいう。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

<p>る。)により整備されている急傾斜地</p> <p>(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為に関する工事(同法第36条第2項の規定により開発許可(同法第30条第1項に規定する開発許可をいう。)を受けた者が検査済証の交付を受けたものに限る。)により整備されている急傾斜地</p> <p>(5) 当該急傾斜地の全ての部分が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6) 擁壁(法第88条第1項において準用する法第7条第5項、法第7条の2第5項又は<u>法第18条第18項</u>の規定により築造主が検査済証の交付を受けたものに限る。)が設置されている急傾斜地</p> <p>(7) 建築物から当該急傾斜地の下端までの水平距離が当該急傾斜地の高さの2倍以上のところに位置する急傾斜地であって、崖崩れにより当該建築物に被害を及ぼすおそれのないもの</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、急傾斜地の上に建築物を建築する場合又は急傾斜地と急傾斜地との間に建築物を建築する場合であって当該建築物の地盤面より高い位置にあるすべての急傾斜地が同項各号のいずれかに該当するときは、当該建築物の主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としないことができる。</p> <p>4 災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合においては、当該建築物の急傾斜地に面する部分で当該急傾斜地の上端の高さより低いものには、居室の窓その他の開口部を設けてはならない。ただし、当該部分が面するすべての急傾斜地が第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>5 前3項の規定は、市長が、建築物の構造又は配置により安全上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。</p>	<p>(6) 擁壁(法第88条第1項において準用する法第7条第5項、法第7条の2第5項又は<u>法第18条第22項</u>若しくは<u>第26項</u>の規定により築造主が検査済証の交付を受けたものに限る。)が設置されている急傾斜地</p> <p>(7) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(第4条省略)</p>	

(階数が3以上である建築物及び大規模建築物の敷地と道路との関係)

第4条の2 地階を除く階数が3以上である建築物(一戸建ての住宅を除く。)の敷地は、道路に4メートル以上接しなければならない。

2 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいう。)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路(法第42条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路又は同項第2号若しくは第5号に該当する道路のうち同条第2項若しくは第3項の規定により指定された道路を経由しないで同条第1項第1号、第3号若しくは第4号に該当する道路に至る道路に限る。以下この項において同じ。)に1箇所で6メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口(建築物の主要な出入口に通じるものをいう。以下この条、第5条第1項、第24条第1項及び第2項、第29条第1項及び第2項、第47条の2第5号(幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等(令第115条の3第1号の児童福祉施設等をいう。以下同じ。))の用途に供する建築物の敷地の主要な出入口に限る。)、第52条第1項から第3項まで並びに第53条第1項において同じ。)を設けたものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合において、第1号にあつては同号に規定する道路に敷地が接する部分に主要な出入口を設け、第2号又は第3号にあつてはこれらに規定する道路に敷地が接する部分に出入口(一の道路にあつては、主要な出入口)を設けたときは、この限りでない。

(1) 幅員4メートル以上の道路に1箇所で敷地の外周の7分の1以上が接し、かつ、その接する部分に沿って、当該道路の反対側の境界線からの水平距離が6.5メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空気を敷地内に設け、避難及び通行の安全に寄与する整備を行ったとき。

(階数が3以上である建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第4条の2

<p>(2) それぞれの幅員が4メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所です2メートル以上、かつ、連続して敷地の外周の7分の1以上が接する場合において、その接する部分に沿って、それぞれの道路の反対側の境界線からの水平距離が6.5メートル以上となる幅員を有する公共の用に供する空を敷地内に設け、避難及び通行の安全に寄与する整備を行ったとき。</p> <p>(3) それぞれの幅員が4メートル以上で、その和が9メートル以上の2以上の道路に、それぞれ1箇所です2メートル以上、かつ、合計して敷地の外周の10分の3以上が接するとき。</p> <p>3 前2項の規定は、その建築物の用途が特殊な場合その他の場合で、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p>	
<p>(第4条の3から第5条まで省略)</p>	
<p>(屋外への出口、避難通路等)</p> <p>第6条 学校等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものにあつては、避難上有効な出口(令第120条若しくは令第121条に規定する直通階段又は固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を含む。以下この条において「出口」という。)を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室から出口に通ずる避難上有効な通路(廊下、階段、固定タラップ、バルコニーその他これらに類するものをいう。)を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。この場合において、2以上の居室により構成される病院の病室、ホテル又は旅館の宿泊室、共同住宅の住戸その他これらに類するもの(以下この項において「病室等」という。)で、準耐火構造の壁で区画されたものにあつては、当該区画された病室等をもって1居室とみなす。</p> <p>(1) その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル(主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3第2号に該当する構造と</p>	<p>(屋外への出口、避難通路等)</p> <p>第6条 学校等の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものにあつては、避難上有効な出口(令第120条若しくは令第121条に規定する直通階段又は固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を含む。以下この条において「出口」という。)を2以上設け、かつ、その主たる用途に供する居室から出口に通ずる避難上有効な通路(廊下、階段、固定タラップ、バルコニーその他これらに類するものをいう。)を当該各居室ごとに2以上設けなければならない。この場合において、2以上の居室により構成される病院の病室、ホテル又は旅館の宿泊室、共同住宅の住戸その他これらに類するもの(以下この項において「病室等」という。)で、準耐火構造の壁で区画されたものにあつては、当該区画された病室等をもって1居室とみなす。</p> <p>(1) その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル(主要構造部を準耐火構造とした建築物(特定主要構造部を耐火構造と</p>

<p><u>した建築物</u>にあつては、200 平方メートル) を超えるもの</p> <p>(2) 避難階以外の階で、その階におけるその用途に供する居室の床面積の合計が 50 平方メートル (主要構造部を準耐火構造又は令第 109 条の 3 第 2 号に該当する構造とした建築物にあつては、100 平方メートル) を超えるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物の敷地内には、同項に規定する出口から道路等に通ずる幅員 2 メートル (階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90 センチメートル) 以上の通路を設けなければならない。</p> <p>3 第 1 項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超える建築物の敷地で、前項に規定する通路 (避難階以外の階に通ずる出口 (固定タラップその他これに類する施設を屋外に設けた場合の、その地上に接する部分を除く。) から道路等に通ずるものに限る。) を互いに共用する場合においては、その共用する部分の通路幅員は 3 メートル以上としなければならない。</p> <p>4 前 3 項の規定は、増築等又は用途の変更をする場合で、市長が避難の安全上支障がないと認めて許可したときは、適用しない。</p>	<p><u>した建築物を含む。)</u> 又は令第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準に適合する建築物にあつては、200 平方メートル) を超えるもの</p> <p>(2) 避難階以外の階で、その階におけるその用途に供する居室の床面積の合計が 50 平方メートル (主要構造部を準耐火構造とした建築物 <u>(特定主要構造部が耐火構造とした建築物を含む。)</u> 又は令第 109 条の 3 第 2 号に掲げる基準に適合する建築物にあつては、100 平方メートル) を超えるもの</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(第 6 条の 2 から第 15 条まで省略)</p>	
<p>(耐火建築物等)</p> <p>第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物 <u>(令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限る。)</u> としなければならない。ただし、<u>次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。</u></p>	<p>第16条 病院等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物としなければならない。ただし、<u>下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの (2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メー</u></p>

<p>(1) <u>下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（2階の一部を病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所又は児童福祉施設等の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合</u></p> <p>(2) <u>法第27条第1項の規定に適合する建築物（主要構造部について、令第110条第1号に掲げる基準に適合するもので国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）とした場合</u></p> <p>2 前項の場合において、建築物の一部が他の用途に供されるときは、その部分とその他の部分とを令第112条第18項本文、第19項第2号、第20項及び第21項に規定する構造物で区画しなければならない。ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>ルを超えるものを除く。）で、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物（1時間準耐火基準その他規則で定める基準に適合するものに限る。）とした場合</u> <u>あつては、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p>
<p>(第17条から第22条まで省略)</p>	
<p>(簡易宿所のたな状居室)</p> <p>第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物（令第110条第2号に掲げる基準に適合するものに限</p>	<p>(簡易宿所のたな状居室)</p> <p>第23条 簡易宿所の用途に供する建築物で、次のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物としなければならない。</p>

<p>る。)としなければならない。</p> <p>(1) たな状居室の床面積の合計が 150 平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 2階にたな状居室を設けるもの</p> <p>2 前項に規定する建築物又は簡易宿所の用途に供する建築物のうち3階以上の階にたな状居室を設けるもののたな状居室の構造は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 居住又は就寝のためのたな状部分は、1層とすること。</p> <p>(2) その居室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内通路を設けること。</p> <p>(3) 前号の室内通路は、幅75センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。</p> <p>(4) 居住又は就寝のためのたな状部分は、前2号の室内通路に接し、その奥行は、3メートル以下とすること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p>
<p>(第23条の2から第23条の3まで省略)</p>	
<p>(構造等)</p> <p>第23条の4 長屋の用途に供する建築物の構造及び内装は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 2階における長屋の用途に供する部分の床面積の合計が400平方メートルを超える場合又は3階以上の階をその用途に供する場合には、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>ア 地階を除く階数が3以下で、かつ、法第2条第9号の3イに該当する準耐火建築物(1時間準耐火基準に適合するものに限る。)であるもの</p> <p>イ 階数が3で延べ面積が200平方メートル未</p>	<p>第23条の4 (略)</p>

満であり、かつ、次のいずれにも該当するもの

- (7) 令第 110 条の 5 に規定する基準により警報設備が設けられていること。
- (4) 令第 112 条第 11 項に規定する堅穴部分（当該堅穴部分及びこれに接する他の堅穴部分（いずれも同条第 1 項第 1 号に該当する建築物の部分又は同項第 2 号に該当する階段室の部分等であるものに限る。）が同条第 14 項各号に掲げる基準に適合する場合においてはこれらの堅穴部分を一の堅穴部分とみなす。）（同条第 15 項に規定する堅穴部分を除く。）と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第 19 項第 2 号に規定する構造の戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画されていること。
- (2) 重ね建の長屋の用途に供する建築物で、2 階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え、かつ、2 階の床が準耐火構造でないものにあつては、その直下の天井の室内に面する部分（回り縁その他これに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料ですること。
- (3) 重ね建の長屋の用途に供する建築物で、2 階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超え、かつ、その階段が耐火構造でないものにあつては、その階段裏の仕上げを準不燃材料ですること。ただし、令第 27 条に規定する階段については、この限りでない。

2 第 16 条第 2 項の規定は、建築物の一部が前項第 1 号に該当する場合について準用する。

2 前項第 1 号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第 109 条の 8 に規定する部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は、同号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 第 16 条第 2 項の規定は、建築物の一部が第 1 項第 1 号に該当する場合について準用する。

<p><u>3</u> 長屋の各住戸には、直接外気に接する開口部を2面以上の壁に設けなければならない。</p> <p><u>4</u> 主要構造部の全部又は一部が木造建築物等である長屋にあっては、当該長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ（界壁に接続し、互いに対面する一方の外壁の中心線から他方の外壁の中心線までの最小距離をいう。）は、それぞれ2.7メートル以上としなければならない。</p>	<p><u>4</u> 長屋の各住戸には、直接外気に接する開口部を2面以上の壁に設けなければならない。</p> <p><u>5</u> 主要構造部の全部又は一部が木造建築物等である長屋にあっては、当該長屋の各住戸が互いに接続している部分の長さ（界壁に接続し、互いに対面する一方の外壁の中心線から他方の外壁の中心線までの最小距離をいう。）は、それぞれ2.7メートル以上としなければならない。</p>
<p>(第24条から第32条まで省略)</p>	
<p>(客席等を避難階以外の階に設けるときの構造)</p> <p>第33条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるもの（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。</p> <p><u>2</u> 興行場、公会堂又は集会場の客席等で、地階に設けるものの構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客席等を設けた階が避難階となる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 客席等の床面積の合計は、200平方メートル以下とすること。</p> <p>(2) 客席等の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。</p>	<p>第33条 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、避難階以外の階に客席等を設けるもの（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）は、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、又は特定主要構造部を耐火構造としなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</p> <p><u>3</u> 興行場、公会堂又は集会場の客席等で、地階に設けるものの構造は、次に定めるところによらなければならない。ただし、客席等を設けた階が避難階となる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(第34条から第43条の2まで省略)</p>	
<p>(直通階段)</p> <p>第43条の3 個室ビデオ店等の用途に供する建築物で、その用途に供する階（避難階を除く。）に個室を有するものである場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。ただし、5階以</p>	<p>第43条の3 (略)</p>

下の階で、その階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超えず、かつ、その階に避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第123条第2項又は第3項の規定に適合するものが設けられているもの並びに避難階の直上階又は直下階である5階以下の階でその階の居室の床面積の合計が50平方メートルを超えないものについては、この限りでない。

2 主要構造部が準耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。

3 第1項の規定により避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設ける場合において、個室ビデオ店等の用途に供する居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは、令第120条に規定する歩行距離の数値の2分の1を超えてはならない。ただし、当該居室の各部分から、当該重複区間を経由しないで、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、この限りでない。

(第43条の4から第53条の5まで省略)

(建築物の主要構造部に関する制限の特例)

第53条の6 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和5年政令第280号)第2条の規定による改正前の令(以下次項において「旧令」という。)第108条の3 第3項に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第2項、第25

2 主要構造部が準耐火構造である建築物(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。)又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物について前項の規定を適用する場合には、同項ただし書中「50平方メートル」とあるのは、「100平方メートル」とする。

3 (略)

(建築物の特定主要構造部に関する制限の特例)

第53条の6 令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第3項、第25条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条並びに第53条の4の規定(次項において「耐火性能に関する規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部

条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条並びに第53条の4の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 旧令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）及び第53条の4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第3項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）及び第53条の4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（第53条の7省略）

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用の特例）

第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、第16条第2項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第18項本文に規定する構造物に限る。）、第19条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第27条第2項（廊下の幅に限る。）、第33条第2項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで（同項第2号及び第3号を除く。）、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項（出口の幅の合計に限る。）及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項（令第112条第18項本文に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。

第53条の8 令第129条の2第1項に規定する建築物については、第16条第2項（病院、診療所及び児童福祉施設等を除き、令第112条第18項本文に規定する構造物に限る。）、第19条（診療所及び児童福祉施設等を除く。）、第27条第2項（廊下の幅に限る。）、第33条第3項、第35条第1項から第4項まで、第36条第1項から第4項まで（同項第2号及び第3号を除く。）、第38条第1項、第2項及び第4項、第39条、第40条第1項（出口の幅の合計に限る。）及び第2項、第43条の2並びに第49条第2項（令第112条第18項本文に規定する構造物に限る。）の規定は、適用しない。

(第 53 条の 9 から第 55 条まで省略)

(既存建築物の増築等に対する制限の緩和)

第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により、第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物に係るその床面積の合計が 50 平方メートル以内の増築等については、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(新設)

(既存建築物の増築又は改築に対する制限の緩和)

第 56 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 14 条、第 16 条、第 23 条、第 23 条の 2、第 23 条の 4 第 1 項第 1 号、第 33 条第 1 項、第 44 条又は第 49 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築（増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 50 平方メートル以内のものに限る。）をする場合においては、法第 3 条第 3 項（第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。以下この条及び次条において同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 6 条第 1 項、第 6 条の 2、第 13 条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第 20 条、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）、第 28 条第 1 項、第 34 条、第 35 条、第 37 条から第 40 条まで、第 43 条の 3 第 1 項、第 43 条の 4、第 50 条第 1 項第 3 号又は第 51 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受けない建築物について次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第 1 号）に該当する増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ令第 117 条第 2 項各号のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積（令第 137 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する対象床面積をいう。以下この条において同じ。）の合計が基準時（法第 3 条第 2 項の規定により、この条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により

(新設)

引き続き当該規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。)
における延べ面積の20分の1(50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。以下この条において同じ。)を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

(新設)

3 法第3条第2項の規定により第6条第2項若しくは第3項、第27条第4項、第28条第2項又は第32条第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物について増築(居室の部分に係るものを除く。以下この項において同じ。)又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第16条第2項(第49条第2項の規定により準用する場合を含む。)、第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について次の各号のいずれかに該当する増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

ア 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が、規則で定める基準に適合するものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

(新設)

- 2 法第3条第2項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条(第4項を除く。)、第26条、第27条第1項若しくは第2項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の2から第43条の4までの規定の適用を受けない建築物であつて、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分(以下この項及び次条第1項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定を適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第6条の2から第8条まで、第20条の2、第21条、第23条の4第3項、第37条、第38条又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 4 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物に係る増築等については、増築等が基準時(同項の規定により、この
- 5 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第13条(屋外に通ずる出口に係る制限に限る。)、第28条第1項、第38条又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物であつて、令第109条の8に規定する建築物の部分(以下この項及び第56条の3第1項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 6 法第3条第2項の規定により第13条、第15条、第19条、第20条、第25条(第4項を除く。)、第26条、第27条第1項若しくは第2項、第30条、第34条、第35条、第36条、第39条、第40条又は第43条の2から第43条の4までの規定の適用を受けない建築物であつて、令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分(以下この項及び第56条の3第2項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 7 法第3条第2項の規定により第6条の2から第9条まで、第18条、第19条、第20条の2、第21条、第23条の4第1項第2号若しくは第3号若しくは第4項、第27条第2項(廊下の幅に係る制限に限る。)、第36条第4項(廊下の幅に係る制限に限る。)、第37条、第38条、第43条の2又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。
- 8 法第3条第2項の規定により第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築(基準時における敷地内におけ

条例の規定の適用を受けない建築物について、同項の規定により引き続きこの条例の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築等の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合する場合は、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物に係る増築等（住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の3第1項から第4項までの規定は、適用しない。

るものであり、かつ、増築又は改築の後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項及び法第53条の規定に適合するものに限る。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

9 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物について増築又は改築（住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第4条の3第1項から第4項までの規定は、適用しない。

(新設)

(既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に対する制限の緩和)

第56条の2 法第3条第2項の規定により第4条第1項若しくは第3項、第4条の3第1項から第4項まで、第14条、第16条第1項、第23条、第23条の2、第23条の4第1項第1号、第33条第1項、第44条又は第49条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「大規模の修繕等」という。）をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）、第20条、第27条第1項若しくは第2項（これらの規定のうち階段に係る制限に限る。）若しくは第4項、第28条第1項若しくは第2項、第32条第1項から第4項まで、第34条、第35条、第37条から第40条まで、第43条の3第1項、第43条の4、第50条第1項第3号又は第51条第2項第2号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕

<p>(新設)</p>	<p>等（<u>令第137条の12第4項に規定する範囲内のものに限る。</u>）を行う場合においては、<u>法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>法第3条第2項の規定により第16条第2項（第49条第2項の規定により準用する場合を含む。）</u>、<u>第36条第3項又は第53条の4第1号の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第5項に規定する範囲内のものに限る。）</u>を行う場合においては、<u>法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>4 <u>法第3条第2項の規定により第4条の2、第5条第1項、第3項若しくは第4項、第15条、第24条第1項、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第27条第4項、第29条第1項若しくは第3項、第30条第1項、第31条、第32条第1項から第4項まで、第47条第1項、第47条の2、第48条第1項、第52条第1項若しくは第2項又は第53条第1項の規定（次項において「建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定」という。）の適用を受けない建築物について大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものに限る。）</u>を行う場合においては、<u>法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 <u>法第3条第2項の規定により建築物の敷地と道路との関係に関する制限に係る規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕等（令第137条の12第6項に規定する範囲内のものを除く。）</u>であつて、<u>市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</u>を行う場合においては、<u>法第3条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</u></p>
<p>(既存建築物の用途の変更に対する制限の緩和) <u>第56条の2</u> (新設)</p>	<p><u>第56条の3</u> <u>法第3条第2項の規定により第6条第1項、第13条（屋外に通ずる出口に係る制限に限る。）</u>、<u>第28条第1項、第38条又は第51条</u></p>

法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条、第19条、第20条、第23条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第33条第2項、第34条から第35条まで、第36条（第3項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の2から第43条の4まで、第50条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物であって、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第20条の2の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、第20条の2の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項まで、第7条、第16条第2項、第21条、第22条、第23条の4第2項若しくは第3項、第28条第3項、第36条第3項、第41条、第45条、第46条、第49条第2項、第50条第1号若しくは第2号又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更（第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物にあつては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）については、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

第2項第2号の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第6条第1項、第6条の2、第13条、第19条、第20条、第23条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項、第33条第3項、第34条から第35条まで、第36条（第3項を除く。）、第37条から第40条まで、第43条の2から第43条の4まで、第50条第3号又は第51条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分が2以上あるものについて用途の変更をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第9条、第18条、第19条、第20条の2、第27条第2項（廊下の幅に係る制限に限る。）、第36条第4項（廊下の幅に係る制限に限る。）又は第43条の2の規定の適用を受けない建築物について用途の変更をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、当該用途の変更をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により第4条の3第1項から第4項まで、第7条、第16条第2項、第21条、第22条、第23条の4第3項若しくは第4項、第28条第3項、第36条第3項、第41条、第45条、第46条、第49条第2項、第50条第1号若しくは第2号又は第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物について用途の変更（第4条の3第1項から第4項までの規定の適用を受けない建築物にあつては、住戸及び住室の増加を伴わないものに限る。）をする場合には、法第87条第3項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

(特定の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない面積)

第56条の3 次の各号に掲げる建築物又は建築物

の部分に対する第4条の3、第5条、第6条、第7条、第14条から第16条まで、第18条、第20条の2、第23条の2から第27条まで、第43条の2、第52条及び第53条の規定（以下この項において「特定規定」という。）の適用については、当該各号に掲げる面積は、特定規定に規定する用途に供する部分の床面積の合計に算入しない。

(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。以下この条において「車庫等」という。）の用途に供する部分を有する建築物又は建築物の部分 当該車庫等の用途に供する部分の床面積

(2) 特定規定に規定する用途とその他の用途を兼ねる部分（以下この号において「共用部分」という。）を有する建築物又は建築物の部分 共用部分の床面積の合計に、専ら特定規定に規定する用途に供する部分の床面積の合計と専らその他の用途に供する部分の床面積の合計の和に対する専らその他の用途に供する部分の床面積の合計の割合を乗じて得た面積

2 専ら自転車のための車庫等を有する建築物に対する第47条及び第48条から第51条までの規定の適用については、当該専ら自転車のための車庫等の用途に供する部分の床面積は、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計に算入しない。

第56条の4 (略)

(略)

(道に関する基準)

第56条の4 令第144条の4第2項の規定による基準の適用区域は、横浜市全域とする。

2 令第144条の4第2項の規定による基準は、次に定めるものとする。

(1) 道は、直接に、又は四輪の自動車の通行に支障がない他の道路その他の空地を経由して、幅員6メートル以上の道路に接続しなけ

第56条の5 (略)

(略)

ればならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。

- (2) 道の幅員は、4.5メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- (3) 袋路状道路の終端には、令第144条の4第1項第1号ハに規定する自動車の転回広場を設けなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認め、又は周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- (5) 袋路状の道には、その終端から幅員1メートル以上の通路を設け、道路（幅員4メートル未満の道で、避難上有効なものを含む。）、公園その他これらに類するもので避難上有効なものに接続しなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認め、又は周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- (6) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合で、交差若しくは接続又は屈曲により生ずる内角が60度以下のときは、角地の隅角を挟む辺を二等辺とする底辺2メートル以上の三角形の部分を道に含む隅切りを設けなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- (7) 道の排水設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結

<p>しなければならない。</p> <p>(8) 道は、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造とし、当該道の縦断勾配が9パーセントを超える部分にあっては、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合を除き、滑り止めの措置を講じたものとしなければならない。</p>	
<p>(道路の変更又は廃止)</p> <p><u>第56条の5</u> 法第42条第1項第2号から第5号まで、第2項及び第3項並びに法附則第5項の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする者は、あらかじめ、市長に申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づいて道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を当該申請者に通知する。</p> <p>3 市長は、第1項の申請に基づいて法第42条第1項第2号又は第3号の規定による道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告する。</p>	<p><u>第56条の6</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>(工事監理者等の届出)</p> <p><u>第56条の6</u> 法第7条第4項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)若しくは法第7条の3第4項の規定による検査の対象となる建築物の建築主又は法第18条第2項の国の機関の長等(以下「国の機関の長等」という。)は、工事に着手する日の14日前(法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による確認済証の交付を受けた日から13日以内に工事に着手しようとする場合には、工事の着手日前)までに、建築主事に工事監理者及び工事施工者の選任に関する届出書を提出しなければならない。</p>	<p><u>第56条の7</u> 法第7条第4項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)若しくは法第7条の3第4項の規定による検査の対象となる建築物の建築主又は法第18条第2項の国の機関の長等(以下「国の機関の長等」という。)は、工事に着手する日の14日前(法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))の規定による確認済証の交付を受けた日から13日以内に工事に着手しようとする場合には、工事の着手日前)までに、<u>建築主事又は建築副主事(当該工事が法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものである場合にあっては、建築主事。次項において同じ。))</u>に工事監理者及び工事施工者の選任に関する届出書を提出しなければならない。</p>

<p>2 建築主又は国の機関の長等は、前項の規定により届け出た工事監理者又は工事施工者の氏名又は住所を変更しようとする場合は、速やかに、建築主事に届出書を提出しなければならない。</p>	<p>2 建築主又は国の機関の長等は、前項の規定により届け出た工事監理者又は工事施工者の氏名又は住所を変更しようとする場合は、速やかに、<u>建築主事又は建築副主事</u>に届出書を提出しなければならない。</p>
<p>(手数料) <u>第56条の7</u> 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物につき、第3号、第7号、第9号、第13号、第16号（第47条第1項の規定に基づく制限の緩和に関する許可に係る部分に限る。）、第17号又は第18号の許可のいずれか2以上の許可を同時に申請する場合においては、これらの申請を1件の申請とみなす。</p> <p>(1) 第3条の2第5項の規定に基づく許可 (2) 第4条第4項の規定に基づく許可 (3) 第4条の2第3項の規定に基づく許可 (4) 第4条の3第5項第1号の規定に基づく許可 (5) 第4条の3第6項第1号の規定に基づく許可 (6) 第4条の5第4項第2号の規定に基づく許可 (7) 第5条第5項の規定に基づく許可 (8) 第6条第4項の規定に基づく許可 (9) 第24条第3項の規定に基づく許可 (10) 第25条第4項の規定に基づく許可 (11) 第27条第6項の規定に基づく許可 (12) 第28条第4項の規定に基づく許可 (13) 第29条第4項の規定に基づく許可 (14) 第42条の規定に基づく許可 (15) 第46条ただし書の規定に基づく許可 (16) 第48条の2の規定に基づく許可 (17) 第52条第4項の規定に基づく許可 (18) 第53条第2項の規定に基づく許可 (19) 第53条の9の規定に基づく許可</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第56条の8</u> (略)</p> <p>2 <u>第56条の2第5項の規定に基づく認定を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000</u></p>

<p>2 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p>	<p><u>円の手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>3 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 市長は、公益上必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。</p>
<p>(第 57 条省略)</p>	
<p>第 58 条 第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条の 2、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項（<u>第 23 条の 4 第 2 項及び第 49 条第 2 項に準用する場合を含む。</u>）、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条から<u>第 23 条の 3 まで</u>、第 23 条の 4 第 1 項、<u>第 3 項若しくは第 4 項</u>、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 28 条第 1 項から第 3 項まで、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条第 1 項から第 4 項まで、<u>第 33 条から第 34 条の 2 まで</u>、第 35 条第 1 項若しくは第 3 項から第 6 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで、第 37 条から第 41 条まで、第 43 条の 2 から第 46 条まで、第 47 条第 1 項、第 47 条の 2、第 48 条、第 49 条第 1 項若しくは第 2 項、第 50 条、第 51 条、第 52 条第 1 項若しくは第 2 項、第 53 条第 1 項又は第 53 条の 3 から第 53 条の 5 までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材</p>	<p>第 58 条 第 3 条、第 3 条の 2 第 2 項若しくは第 4 項、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項まで、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 条の 2、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項（<u>第 23 条の 4 第 3 項及び第 49 条第 2 項において準用する場合を含む。</u>）、第 18 条から第 20 条まで、第 20 条の 2 第 1 項、第 21 条、<u>第 22 条、第 23 条第 1 項若しくは第 2 項、第 23 条の 2、第 23 条の 3、第 23 条の 4 第 1 項、第 4 項若しくは第 5 項</u>、第 24 条第 1 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第 28 条第 1 項から第 3 項まで、第 29 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条第 1 項から第 4 項まで、<u>第 33 条第 1 項若しくは第 3 項、第 34 条、第 34 条の 2、第 35 条第 1 項若しくは第 3 項から第 6 項まで、第 36 条第 1 項から第 4 項まで、第 37 条から第 41 条まで、第 43 条の 2 から第 46 条まで、第 47 条第 1 項、第 47 条の 2、第 48 条、第 49 条第 1 項若しくは第 2 項、第 50 条、第 51 条、第 52 条第 1 項若しくは第 2 項、第 53 条第 1 項又は第 53 条の 3 から第 53 条の 5 までの規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わない</u></p>

料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000 円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

で工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。）においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、500,000 円以下の罰金に処する。

2・3 (略)

付 則（昭和 35 年 10 月条例第 20 号）
（施行期日）

1 この条例は、昭和 35 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条及び第 38 条第 1 項の規定は、昭和 36 年 1 月 1 日から施行する。

（横浜市建築基準条例の廃止）

2 横浜市建築基準条例（昭和 29 年横浜市条例第 1 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

3 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して 3 年を経過する日（その日前に改正法第 1 条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、改正法第 1 条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規

定による告示があった日)までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第2条第21号、第50条、第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項第1号及び第2号並びに別表第4の1の項から3の項までの規定によらず、改正法第2条の規定による改正前の建築基準法第2条第21号、第50条、第52条第1項(第5号を除く。)、第53条第1項第1号及び第2号並びに別表第4の1の項から3の項までの規定によるものとする。(平5条例43・追加)

(工事中の建築物)

- 4 この条例施行の際、現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物または築造の工事中の工作物でこの条例の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合には、当該適合せず、または適合しない部分については、旧条例の相当規定を適用する。(平5条例43・旧第3項繰下)

(旧条例の許可)

- 5 旧条例第13条、第14条、第15条または第34条の規定によって許可を受けたものは、それぞれこの条例の相当規定によって許可を受けたものとみなす。(平5条例43・旧第4項繰下)

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。(平5条例43・旧第5項繰下)

付 則 (昭和40年11月条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

(工事中の建築物等)

- 2 この条例施行の際、現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物もしくはその敷地または築造の工事中の工作物で、この条例による改正後の横浜市建築基準条例の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合には、

は、当該建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物もしくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、この条例施行の際、当該規定に相当するこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）の規定に違反している建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物もしくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用する。

（罰則に関する経過措置）

- 3 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和 47 年 3 月条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 47 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に建築、修繕もしくは模様替の工事中の建築物もしくはその敷地または築造の工事中の工作物が、この条例による改正後の横浜市建築基準条例の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物、その敷地もしくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際、当該規定に相当するこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）の規定に違反している建築物、建築物の敷地もしくは工作物または建築物、その敷地もしくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用する。
- 3 この条例による改正後の建築基準条例第 56 条第 2 項の規定中「法第 52 条第 1 項及び第 53 条」とあるのは、建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号）付則第 16 項の規定が適用される間は、「建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号）による

改正前の法第 55 条及び法第 56 条第 1 項」と読み替えるものとする。

- 4 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（昭和 47 年 12 月条例第 75 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 48 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号。以下「改正法」という。）附則第 13 項の規定による改正後の都市計画法の規定による用途地域に関する都市計画の決定の告示（以下「都市計画の決定の告示」という。）のあった日の前日までの間は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例（以下「新条例」という。）第 4 条の 3 の規定にかかわらず、住居用建築物等の容積率は、改正法附則第 13 項の規定による改正前の都市計画法の規定により定められた用途地域に応じ、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、市長が周辺的生活環境、都市施設の整備状況等を考慮し、当該地域の利便を害すおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。

用途地域	住居用建築物等の容積率
住居地域	20/10 以下
商業地域	20/10 以下
準工業地域	20/10 以下
工業地域	10/10 以下

- 3 この条例の施行の際または都市計画の決定の告示のあった際、現に建築、修繕または模様替の工事中の建築物が、前項または新条例第 4 条の 3 の規定に適合せず、または適合しない部分を有する場合には、当該建築物または建築物の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、都市計画の決定の告示のあった

際、前項の規定に違反している建築物または建築物の部分に対しては、新条例第4条の3の規定は、適用する。

- 4 この条例の施行の日から都市計画の決定の告示のあった日の前日までの間の罰則の適用については、付則第2項の規定を新条例第4条の3の規定とみなして、第58条の規定を適用する。

附 則（昭和57年10月条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年12月条例第61号）

（施行期日）

- 1 この条例中第54条の改正規定は公布の日から、第58条第1項の改正規定は昭和63年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第58条第1項の改正規定の施行前にしたその改正規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年6月条例第43号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1章の次に1章を加える改正規定、第9条の3から第9条の6までの改正規定、第24条第2項の改正規定、第25条の改正規定、第26条の改正規定、第2章第5節の改正規定（第33条第1項及び第41条に係る部分を除く。第3項及び第4項において同様とする。）、第52条第3項の改正規定、第55条の改正規定及び第56条の改正規定は、平成6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に関する用途地域内におけるこの条例の規定の適用については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）までの間は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例第14条の規定中「法別表第2（へ）項第2号若しくは第3号、（と）項第3号若しくは第4号又は（ち）項第1号、第3号若しくは第4号」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）による改正前の法別表第2（は）項第1号から第3号まで若しくは第6号」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の適用については、第2章第5節の改正規定の施行の日の前日までの間は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例（以下「新条例」という。）第54条の規定中「第23

条第1項又は第23条の4第1項第1号」とあるのは、「第23条第1項、第23条の4第1項第1号又は第42条第1項」と読み替えるものとする。

4 第2章第5節の改正規定の施行前にこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）第33条又は第43条の規定によりされた許可については、新条例第42条の規定によりされた許可とみなす。

5 この条例の各改正規定の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月条例第8号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第4条の3及び第4条の4の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日）から施行する。（施行の日：平成8年5月10日）

附 則（平成9年10月条例第63号） 抄

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成9年10月規則第106号により密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成9年法律第50号）の施行の日から施行）（施行の日：平成9年11月8日）

附 則（平成10年12月条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 3 月規則第 8 号により同年 5 月 1 日から施行。ただし、第 7 条、第 9 条の 2、第 9 条の 6、第 23 条の 4 第 4 項、第 36 条第 1 項、第 41 条第 2 項、第 47 条の 2 及び第 50 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地又は築造の工事中の工作物が、この条例による改正後の横浜市建築基準条例の規定に適合せず、又は適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地若しくは工作物又は建築物、その敷地若しくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際、当該規定に相当するこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）の規定に違反している建築物、建築物の敷地若しくは工作物又は建築物、その敷地若しくは工作物の部分に対しては、当該規定は、適用する。
- 3 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 2 月条例第 25 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後の横浜市建築基準条例第 56 条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後に法第 6 条 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 第 1 項又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 第 1 項又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知がなされる建築物について適用

する。

附 則（平成 12 年 12 月条例第 83 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 5 の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 2 月条例第 7 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月条例第 64 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月条例第 65 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 2 月条例第 13 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月条例第 20 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月条例第 105 号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中横浜市建築基準条例目次の改正規

定及び第1章の2の次に1章を加える改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、第1条の規定による改正後の横浜市建築基準条例第1章の3の規定は適用しない。
- 4 第1条の規定による改正前の横浜市建築基準条例、第2条の規定による改正前の横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、第3条の規定による改正前の横浜市特別工業地区建築条例又は第4条の規定による改正前の横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市建築基準条例、横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、横浜市特別工業地区建築条例、横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例、横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年2月条例第6号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月条例第54号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行

する。（施行の日：平成 19 年 12 月 26 日）

附 則（平成 19 年 12 月条例第 66 号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月条例第 5 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条の 3 第 2 項の改正規定及び同条に 1 項を加える改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の横浜市建築基準条例第 3 条の 2 第 1 項の規定により市長が指定して告示した区域（市長が当該区域の指定を廃止して告示した区域を除く。）は、この条例による改正後の横浜市建築基準条例第 3 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により市長が指定して告示した区域とみなす。

附 則（平成 24 年 6 月条例第 41 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 5 月条例第 40 号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行前にした第 3 条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成 28 年 2 月条例第 4 号） 抄
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月条例第 32 号）
この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月条例第 71 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 56 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の横浜市建築基準条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の 3 第 1 項ただし書の規定によりされた許可については、この条例による改正後の横浜市建築基準条例（以下「新条例」という。）第 4 条の 3 第 5 項第 1 号の規定によりされた許可とみなし、旧条例第 4 条の 3 第 2 項ただし書の規定によりされた許可については、新条例第 4 条の 3 第 6 項第 1 号の規定によりされた許可とみなす。

3 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月条例第 18 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 4 第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 9 月条例第 51 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）第 1 条の規定の施行の日から施行する。（施行の日：平成 30 年 9 月 25 日）

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした第 2 条の規定による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月条例第 11 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 56 条の 3 第 2 項第 5 号の改正規定、同号を同項第 8 号とし、同項第 4 号を同項第 7 号とする改正規定、同項第 3 号の改正規定、同号を同項第 6 号とし、同項中第 2 号を第 5 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の次に 2 号を加える改正規定及び同条第 2 項に第 1 号として 1 号を加える改正規定 令和元年 10 月 1 日

(2) 第 33 条第 1 項、第 53 条の 9、第 54 条の 2 及び第 56 条の 6 第 1 項の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条本文に規定する施行の日（施行の日：令和元年 6 月 25 日）

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 10 月条例第 31 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月条例第15号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月条例第36号)

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和2年9月条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年5月条例第18号)

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和4年12月条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月条例第4号）

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

附 則（令和6年2月条例第9号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
ただし、第4条の2の見出しの改正規定は公布の日から、第3条の2第2項第6号の改正規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。